

マイナンバーカードの利活用推進

アナ： 「市長が語る 2018 三島」第13回の今日は、「マイナンバーカードの利活用推進について」お話を伺います。豊岡市長、よろしくお願いします。

市長： よろしく申し上げます。

アナ： 「マイナンバーカードの利活用推進」ということですが、コンビニエンスストアで証明書が受け取れる、というサービスがあるとお聞きしました。この「コンビニ交付」とはどのようなもののでしょうか。

市長： 個人番号カードを利用したコンビニエンスストアにおける証明書の交付のことを、いわゆる「コンビニ交付」と呼んでいます。これは「地方公共団体情報システム機構」が提供するサービスでございまして、三島市内に住民登録のある方が、個人番号カードを使用して、全国のコンビニで各種証明書が取得できるサービスとなっています。

アナ： 「コンビニ交付」は、三島市ではいつから開始されたのですか。

市長： 平成29年10月1日から開始いたしました。

アナ： コンビニエンスストアでは、どのような証明書が取得できるのでしょうか。

市長： 取り扱っている証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、それと課税（所得）証明書となっています。

アナ： 手数料はいくらかかるのでしょうか。

市長： 証明書交付手数料につきましては、市役所、及び、中郷市民サービスコーナーや北上市民サービスコーナーの窓口で交付する手数料と同額の300円となっております。

アナ： 利用できる日や時間は決まっていますか。

市長： 12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く毎日で、土曜日や日曜日にもご利用が可能です。取り扱い時間につきましては、午前6時30分から午後11時までとなります。

アナ： このサービスは個人番号カードがないと利用できないようですが、カードを作るにはどのようにしたらよいのでしょうか。

市長： 平成27年の暮れごろに皆様のお手元に送られた個人番号カード交付申請書を使用して申請をしていただくこととなります。申請の方法などご不明な点がございましたら、市民課の窓口にお越しいただくか、お電話等でお問合せいただければと思います。

アナ： 各種の証明書が、開庁時間外であっても取得できるようになって、とても便利になりましたね。コンビニエンスストアでは、それらに加えて、税金の納付もできるようになったとお聞きしておりましたが、さらに新しく始まった「モバイル

レジ」というサービスについても、お話を聞かせてください。

市長： 「モバイルレジ」は、スマートフォンなどを使用した新たな納税方法で、今年の4月から開始したばかりのサービスになります。

アナ： その納税の方法はどのように行うのでしょうか。

市長： 納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンなどで読み取り、インターネットバンキングを利用して納付する方法です。この方法を使えば、自宅にいらなくても簡単に市税の納付ができるようになります。

アナ： 自宅にいらながら納付ができるんですね。

市長： そうですね。詳しくは納税通知書に同封されている「市税の口座振替等納付のご案内」というピンク色の紙を見ていただくか、三島市のホームページをご覧くださいと思います。

ますます納付が便利になった三島市の税金ですが、ひとつ、ラジオをお聞きの市民の皆様にお願いがございます。税金にはそれぞれ納期が設定されております。税金の納付は必ず納期を守っていただきますようお願いいたします。「コンビニ納付」や「モバイルレジ」は大変に便利ですが、うっかり納め忘れてしまう心配もございます。その一方、従来からあります口座振替は、一度登録いただくと、納期限となっている日に自動的に引き落としがされますので、納め忘れの心配がありません。口座振替による納税もぜひご活用いただければと思います。

アナ： 自分に合った納税方法を選択できるのは助かりますね。

市長： 行政サービスは皆様の税金を元に行っております。
期日までの納付に、ぜひご協力をお願いいたします。

アナ： 豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。